



静岡県後期高齢者医療広域連合告示第 31 号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約第 12 条第 3 項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合長の選挙を行う。静岡県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則第 4 条の規定により、選挙の期日及び不在者投票の開始日は次のとおりとする。

令和 6 年 12 月 16 日

静岡県後期高齢者医療広域連合長選挙選挙長 池田 佳隆



- 1 選挙の期日
令和 7 年 1 月 14 日
- 2 不在者投票の開始日
令和 6 年 12 月 17 日